

# 八・九世紀の国府構成員

——文書行政への関わり方を中心に——

鐘 江 宏 之

はじめに

八・九世紀の社会を考える上で、中央から派遣された官人と地方の勢力である郡司以下との結節点として、諸国の行政を研究することが重要なのは言うまでもないことであろう。諸国行政のあり方は国家の地方支配の基本構造があらわれる場として想定でき、これをどのように位置づけるかが、国家全体の枠組みを考えていくためにも重要なはずである。本稿では、諸国行政において役割をもつ者とその構成を分析することによって、諸国行政の場をどのようにとらえていくことができるのか考察してみたい。

諸国行政の場を指す言葉としては、「国庁」「国衙」「国府」といった語が知られている。<sup>(1)</sup>「国庁」は本来的には施設を指す空間的な語であり、広範な人々から構成されるものとしてはふさわしくない。「国衙」は八世紀後半から見られる語句であり、律令制形成期当初は使われてはいなかった。これに対して「国府」<sup>(2)</sup>はすでに八世紀初期からの用例が知られ、その後も定着して使われた。その意味についても、諸国の行政機構としての意を含み、これが後の「国衙」につながっていくとしても、

行政運営の形態が平安期の「国衙」と同様のものとはみなし難い。本稿で扱う八世紀前半からの実態には「国府」の語がふさわしいと考えられ、これを用いることにする。

国府の人的構成を分析することによって、行政形態の構造も明らかになっていくと思われるが、その中でも、文書行政がどのような形で行われたのかという点については、従来の見解には首肯できない部分もある。筆者はかつて国務の運営体制について簡略に見通しを述べたことがあるが、そこではこうした国府構成員について詳しく述べることはできなかった。<sup>(3)</sup>そこで、先述した文書行政のあり方などの問題に対する一つの考え方を提示するため、本稿では国府における諸国行政に参画する者を整理し、その構成の枠組みを考えることによって、諸国の行政組織を総体としてとらえる試みを進めていくことにしたい。

## 一 中央派遣官

国府が諸国行政の中心地として存在するのは、国司四等官が諸国の国府を中心に活動しているからである。令では、職員令70大国条に諸国の

国司四等官および史生の定員と四等官の職掌を規定する。四等官の定員数と官位相当は国の等級ごとに異なるが、四等官である守・介・掾・目と史生のそれぞれに課せられた職掌は、どの等級の国の場合にも原則として変わらない。最初に、各四等官と史生に対して規定された職掌について、令文を引用して概観しておくことにしたい。

守 一 掌。祠社、戸口簿帳、字、養百姓、勤課農桑、糺察所部、

貢奉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、

器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闌

遺雜物、及寺、僧尼名籍事。

介 一 掌同守。

掾 一 掌。糺判国内、審署文案、勾稽失、察非違。

目 一 掌。受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文。

史生 一 (他官司の史生と同じ) 掌。繕写公文、行署文案。

このほか、職員令80国博士医師条では、「凡国博士医師、国別各一人。」として、諸国に国博士と国医師をおくことを規定している。国司四等官と史生は中央からの派遣官であったが、国博士・国医師は、令文では在地の者を採用することを定めていた。

凡国博士、医師者、並於部内取用。若無者、得於傍国通取。

限叙法及准折、並同郡司。補任之後、並無故不得輒解。

これは養老選叙令27国博士条の条文であるが、大宝令でも、一部の語句の異同は確認されるが、大筋ではほぼ同様の内容を規定していたとみてよい。ところが、人材難であったためか、大宝令施行直後の大宝三年(七〇三)には、早くも中央官人からの任命が必要とされる事態になっ

ていたようである。

下制曰、依令、国博士於部内及傍国取用。然温故知新、希有其人。若傍国無人採用、則申省。然後省選擬、更請处分。

さらに、和銅元年(七〇八)には「諸国博士医師等、自朝遣補者、考選一准史生例。考第各従本色。」として、中央から派遣された国博士・国医師の場合は考選が史生と同じ内分番扱いとされるようになった。このような制度の改変の背後で、じよじよに中央からの派遣が一般化していったのであろう。『続日本紀』靈龜二年(七一六)五月丁酉条には次のように見える。

制。大学典葉生等、業未成立、妄求薦奉。如是之徒、自今以去、不得補任国博士及医師。

大学寮の学生や典葉寮の医生などが国博士・国医師に補任されていたことが知られる。中央出身の者が任命されていたことから、実質上彼らは中央からの派遣官のように扱われることもあったのではないだろうか。先に挙げた選叙令27国博士条の「若無者、得於傍国通取。」についての集解でも、古記や令釈は「若傍国无者、取京人充」として説明している。

諸国の行政の上で、律令制の原則から考えて、四等官が職務を分担して行うことは当然であるが、実際には四等官に加えて、史生や国博士・国医師も四等官に近い立場で同様の職務に参画することがあったようである。文書における署名や部内巡行、四度使などにその例を見ることができる。

公式令の規定では、解・移・符などの官司発行の公式様文書では、そ

の発行官司の四等官が署名を加えるが、日下には第四等官の主典が署することになっている。しかし、実例の中にはこうした原則にあてはまらないものもある。天平六年（七三四）度尾張国正税帳では、巻末の官人の署名部分において、日下には史生が署名している。<sup>11</sup>この文書作成時、尾張国では大目が朝集使のため不在であり、少目の存在についても確実なことは明らかではないが、大目・少目のいずれもが不在であったとしても、日下に掾ではなく史生が署したことは、こうした文書末尾の官司官人の署名に史生も加わってもよいとする考え方が形成されていたことを示しているとみてよいであろう。国博士については署名した例は知られないが、天平勝宝三年（七五二）の近江国蔵部荘券では国判の署名に国医師が加わっている。<sup>13</sup>国医師も署名に加わる立場にいたのであり、国医師と法制上でほぼ同様に扱われている国博士も、同じように署名に加わる立場にあったことが想定される。

文書の署名と同様に、任国における部内巡行や四度使といった職務にも、史生や国博士・国医師が加わっていることがわかる。史生の部内巡行は、天平年間の諸国の正税帳にも多く例が知られており、おそらく一般的に行われたことと考えてよいであろう。<sup>14</sup>また、四度使についても、税帳使・大帳使・貢調使を史生が務めた例が知られる。<sup>15</sup>国医師も部内巡行や貢調使を務めた例が知られ、<sup>16</sup>越前国では天平勝宝元年（七四九）に東大寺の寺家野占にあたっての国使や、天平宝字五年（七六一）の班田使を務めている。<sup>18</sup>国博士については、九世紀の例だが、斉衡二年（八五五）九月廿三日格に承和十三年（八四六）の「越前国大帳使博士佐伯廣宗」が見える。<sup>19</sup>

こうした例からみて、史生・国博士・国医師は、任国では官司四等官と同じ中央からの官人の側の者として扱われたのであろう。儀制令11遇本国司条には「凡郡司遇<sup>20</sup>本国司者、皆下馬。」と規定するが、これについての集解諸説では、古記が目以上に遇した場合と解釈する以外は、他の註釈ではほぼ史生を国司に含めて考えており、国博士・国医師についても、中央からの派遣者については史生と同様に考えている。<sup>20</sup>

また、天平宝字元年（七五七）には、次のように公廩稲配分の割合が定められた。

太政官廩分、比年諸国司等交替之日、各食<sup>21</sup>公廩、競起争論。自失<sup>22</sup>上下之序、既虧<sup>23</sup>清廉之風。於<sup>24</sup>理商量、不合<sup>25</sup>如此。今故立<sup>26</sup>式。凡国司处<sup>27</sup>分公廩<sup>28</sup>式者、惣<sup>29</sup>計当年所<sup>30</sup>出公廩<sup>31</sup>、先填<sup>32</sup>官物之欠負未<sup>33</sup>納<sup>34</sup>、次割<sup>35</sup>国内之儲物<sup>36</sup>。後以<sup>37</sup>見残<sup>38</sup>、作<sup>39</sup>差廩分<sup>40</sup>。其法者長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分。其博士醫師准<sup>41</sup>史生例<sup>42</sup>。員外官者各准<sup>43</sup>当色<sup>44</sup>。

この後、国博士・国医師は、公廩稲廩分の割合が史生と同じであることを根拠に、国務への参画・責務と報酬が当然のこととされていくようになるであろう。その意味でこの法令は重要であり、天平宝字元年の時点で、史生・国博士・国医師がこうした配分に扱われる条件をすでに備えている実情があったことが、背景として考えられよう。

以上のように、史生・国博士・国医師は、職務の面でも、待遇の面でも、国府の場においては、在地者から見て、四等官と同じ側に立つものとして受けとめられる条件を備えていた。こうした点からすれば、四等官だけでなく、史生・国博士・国医師を含めた範囲を広義の官司官人と

して扱ってよいであろう。

## 二 在地者

前節では、国司四等官・史生・国博士・国医師について触れたが、それら国司官人の下で諸国行政の末端の実務に活躍したのは、書生などの在地の出身者たちであった。すでに、書生や雑掌、郡散事など、諸国の行政に携わる在地者については基礎的な研究が進められている。<sup>(22)</sup> ここではこうした先学の研究をもとに、彼ら在地者の存在を簡単に把握しておきたい。

書生については、近年、森公章氏が広範な史料を用いてその実像についての見解をまとめている。<sup>(23)</sup> 書生の史料上の初見は、『延暦交替式』延暦廿二年二月廿日官符所引神亀元年（七二四）三月廿日格である。そこには「繕写籍帳書生」として見え、戸籍や計帳を繕写する諸国の書生に国儲から糧食を給させている。また、天平十年（七三八）度周防国正税帳には、「造天平八年雜公文書生」という記述が見られる。<sup>(24)</sup> おそらく書生は、戸籍・計帳に限らず、諸国のさまざまな公文の作成にあたっていたのであろう。

大同二年四月壬申。令諸国随国大小、以正税貸国書生。以下其不顧私産常直中国厅也。<sup>(25)</sup>

右の史料に見られるように、彼らは国厅に勤務する存在であった。九世紀後半の例になるが、薩摩国では「件書生去居百里、不顧私業、専勤官途<sup>(26)</sup>。」と、自らの居住地を離れて勤務していることが知られる。

各国における書生の員数については、森氏は大同二年（八〇七）に許可された借貸の束数から、諸国書生の人数について、大国五〇人、上国四〇人、中国三〇人、下国二〇人という数を想定している。<sup>(27)</sup> また、書生は白丁の身分でありながら勤務を行っていたが、九世紀の史料などには在地でかなりの富や威勢を持つ者の存在も窺うことができる。しかし、総じて、八・九世紀の書生の出身階層は、多くは在地豪族として漠然と把握される程度にしかわからないようである。

森氏は、雑掌についても、従来の見解を補足する形で八・九世紀の例を検討している。<sup>(28)</sup> 雑掌は四度使に随行して上京し、末端の実務を担う存在であった。正規の四度使が不参の際に職務を代行するなど、ある程度諸国の行政に通じていることが窺われ、書生と同様に白丁身分でありながら、八世紀から恒常的に国務に関与する存在であったと考えられている。粮食給与の状況からみても、彼らは書生とほぼ同様の待遇であった。<sup>(29)</sup> 九世紀になれば、「雑掌所職、専在公文。」と言われるほどに公文京進の実務への関与が如実になり、彼ら無くしては「調物難濟、公文擁滞。」という状態にもなっている。<sup>(30)</sup>

在地者で諸国行政に関与する存在としては、郡散事も知られる。郡散事は郡散仕とも記され、天平期の正税帳や計会帳によれば、文書通送のための使者や各種の部領使として活躍しており、史料によっては「某郡人」として見られる者も、職務の共通性から「某郡散事」と同様の存在として考えることができる。<sup>(31)</sup> 天平十年（七三八）度駿河国正税帳では、表1のように官符・省符の通送に従事した多くの郡散事が知られる。単年度に、多い者では一三度も使者を務めており、彼らが国司官人を中心

表1 駿河国正税帳に見える通送に携わった郡散事

所属および氏名	通送任務の回数
官符通送	
遠江国	
磐田郡散事	
大湯坐部小国	2
小長谷部国足	2
物部石山	2
敢石部角足	3
肥人部広麻呂	1
磯部飯足	1
小長谷部善麻呂	1
矢田部猪手	1
駿河国	
安倍郡散事	
常臣子赤麻呂	5
横田臣大宅	2
伊奈利臣千麻呂	2
半布臣子石足	2
丈部牛麻呂	2
省符通送	
遠江国	
磐田郡散事	
大湯坐部小国	11

矢田部猪手	10
生部牛麻呂	6
税部古麻呂	6
物部石山	3
小長谷部足国	6
敢石部角足	6
佐益郡散事	
丈部塩麻呂	5
駿河国	
安倍郡散事	
日下部若槌	2
丈部牛麻呂	4
半布臣足嶋	4
横田臣大宅	10
丈部多麻呂	4
半布臣石麻呂	4
半布臣虫麻呂	1
伊奈利臣牛麻呂	1

※人名は正税帳の記載順。  
 ※安倍郡散事の伊奈利臣千麻呂と伊奈利臣牛麻呂は同一人物の可能性もある。

とした文書行政の場に近いくところに日常から勤務していたことが想定できる。また、天平六年（七三四）出雲国計会帳からは、天平六年三月廿六日付の民部省宛解文を携えて逃亡雇民の替わりの者を伴って送達した「大原郡人日置（部）首鍛」が、同年五月十五日付の民部省宛解文を携えて逃亡仕丁の替わりの者を伴い、再び都に向かったことがわかる。<sup>(32)</sup>

同一人物が短期間のうちに二度も都へ派遣されているという事実からは、出雲国では「某郡人」がいつでも国司からの命を受けて使者として出動できる体制がとられていたことが想定できるだろう。天平期の諸国では、このように郡散事あるいは郡人と呼ばれる在地者も諸国行政に恒常的に参画する体制がとられており、また、特定の者が同じ業務を複数度担当する状況からすれば、ある程度の業務の専従化が計られていたことも考えられるのである。

森氏は書生・雑掌・郡散事について、その職務や出身階層の類似性から、これらは三位一体のものであるとする見解を示した。<sup>(33)</sup>確かに、諸史料からはこれらの存在が同一のものであるかのような印象も受ける。書生と雑掌の関係については、ともに公文の作成や扱いに関与する点や両者ともに上京することが史料上知られる点などから、ほぼ同じものの別称とみる考え方に従っておきたい。しかし、郡散事については、いまひとつ慎重を期すべきであるように思われる。

森氏が郡散事と書生を同一のものと考える最大の根拠は、次に掲げる大同二年（八〇七）正月十三日官符である。

太政官符

応給<sup>レ</sup>府使部書生等借貸<sup>レ</sup>稻<sup>一</sup>事

右得<sup>レ</sup>大宰府解<sup>レ</sup>僞、檢<sup>レ</sup>例帳<sup>レ</sup>僞、直<sup>レ</sup>府使部二百人散仕一百人。四月月上旬、使部九十許人書生十許人、量<sup>レ</sup>其官仕<sup>レ</sup>分爲<sup>レ</sup>三等、以<sup>レ</sup>正<sup>レ</sup>税稻<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>借貸。人別五百束以下、百束已上者。府准<sup>レ</sup>例給之、其来尚矣。今加<sup>レ</sup>覆審、借<sup>レ</sup>貸官物、非<sup>レ</sup>法所<sup>レ</sup>聽、覺<sup>レ</sup>拳停止。但件使部書生等、不<sup>レ</sup>顧<sup>レ</sup>産業、遠<sup>レ</sup>直<sup>レ</sup>府下、頗<sup>レ</sup>賜<sup>レ</sup>借貸、濟<sup>レ</sup>其家途。雖然務劇賞薄、進少退多。今依<sup>レ</sup>法意、已<sup>レ</sup>從<sup>レ</sup>停止、人望已絶、物情難<sup>レ</sup>勸。望<sup>レ</sup>請、依<sup>レ</sup>旧貸賜者。右大臣宣、奉<sup>レ</sup>勅依<sup>レ</sup>請。

大同二年正月十三日<sup>(34)</sup>

最初には使部と散仕が出てくるが、この後これらは使部と書生として言い換えられている。大宰府の場合に限定して、確かに書生と散仕との関係を考えることのできる史料ではある。しかし、諸国の郡散事の場合、何ゆえに「郡」字が冠せられた名称になるのか、その点が気にかかる。

大宰府の場合には、「郡散仕」ではなく単に「散仕」としてしか見られない。諸国の場合にも単純に郡散事と書生を同一視してよいかどうか、まだ考えを留めておく必要があるのではないだろうか。諸国の散事はあくまで「郡散事」であつて「国散事」という名称は見られない。やはり郡散事は、郡の組織との間の何らかの構造的な関わりを、ある程度念頭に置きながら考えるべきなのではないかと思われる。越前国の例では、坂井郡散仕阿刀僧が曾根乙麻呂による桑原庄経営不振の後を受けて登用されており、彼は在地の状況の掌握を期待されていたと考えられている。<sup>(35)</sup>郡散事は自らの所属する郡との関係を保ちながら国務にも携わっていたように思われる。<sup>(36)</sup>

表2 弘仁十三年閏九月廿日格に見える国関係徭丁

四度使雜掌	四度使雜掌廝丁
大帳税帳所書手	造国料紙丁
造筆丁	造墨丁
装潢丁	装函并札丁
造年料器仗長	造年料器仗丁
国駝使	収納穀類正倉官舍院守
採黒葛丁	事力
事力廝丁	調綾師
造箴丁	調綾生
(その他の物を造る丁)	進官雜物網丁
進官雜物持丁	国司交替丁
貢調使国郡司送丁	持公文丁
伝使厨人	馭子
伝馬丁	渡子
採甘葛汁蜜丁	採猪膏丁
(その他の物を採る丁)	

諸国行政に携わる在地の有力者として、書生・雜掌・郡散事について見た。書生と雜掌はほぼ同一の存在として、諸国にいる間は国庁に直する存在である。また郡散事も先述のように、日常的に実務に携わっている。彼らは、国司官人とは違った在地者の側から、国府機構に加わっている者として位置づけられる。さらに、在地者としては、さまざまな物品生産や加工を担う徭丁の存在も忘れてはならない。

国府における各種の役割を担った徭丁については、弘仁十三年（八二二）閏九月廿日格が著名である。この格には国の職務を行う徭丁と郡の職務を行う徭丁とが挙げられており、その記載順序から考えて、国の職務に関わる徭丁とみられるものを、表2に整理した。本稿で取り上げる文書行政に密接に関連するものとしては、四度使雜掌、大帳税帳所書手のほか、文書のための紙を製造する造国料紙丁、筆や墨を製造する造筆丁・造墨丁、作成された文書の装潢などを行う装潢丁、文書を入れる箱や木簡などを製造する造函并札丁、さらには、持公文丁などが知られる。こうした職務に必要な人材が、それぞれの国で徭丁という形で手配されていたのである。

この格には大帳税帳所書手が見られるが、書手という語も、おそらくは書生と同じ職務を指す語であろう。中央での用語としては、長岡京跡で出土した太政官厨家のものとみられる請飯関係の木簡に、「書手」に対して飯を支給したことを記したものがいくつかあるが、これは木簡の書き手によって「書工」や「書生」を被給者を指す語として使う場合があり、同じ職務のものを指す語でありながら人によって呼び方が違ったことがわかる。<sup>(37)</sup> 八世紀から九世紀の時期では、「書手」と

「書生」はほぼ同義の語として使われているのではないだろうか。<sup>(38)</sup>

もちろん、すでに明らかになっているように、弘仁十三年格に記された数（大國十八人、上國十六人、中國十四人、下國十二人）は給食すべき徭丁数であり、これに雜徭一人分の三十日かけたものが年間の給食の延べ人数ということになる。<sup>(39)</sup>先述したような國ごとの書生の数から考えても、この格に見える数よりも多くの書生が存在していることは確實であり、國府での全貌がここに現れているわけではない。また、この格では、「郡書生」が見られるのに対して國には「大帳稅帳所書手」しか見られない点などからみて、書生と書生の語の使い分けの可能性もまだ残されているだろう。いずれにしても書生と書手については、ともに白丁が帳簿などの作成にあたっている存在としてとらえられることを、ひとまず確認しておきたい。

こうした文書行政に関わる徭丁も、國府に集住して作業を行ったのであろう。その労働形態が季節的なものであったのか、恒常的なものであったのかは、にわかには判断できないが、彼らの労働無くしては、筆・墨・紙といった必需品の調達や文書の装潢も不可能だったのである。彼らの生産力や技術は、あらかじめ國府全体の経営の上で計算に入れられているものとみられ、國府機構の構成員の中には、彼らを含めて考えるべきであろう。

以上は、國府に勤務するべくして機構に加わっている者であるが、このほかにも國司の管轄下の軍団職員が國の行政に動員されていることが知られている。<sup>(41)</sup>天平十年（七三八）度但馬國正稅帳からは、隣國への文書通送業務にあたったことが窺われ、<sup>(42)</sup>また他の史料でも各種の部領

使としての役割を務めていることが見られるほか、天平宝字七年（七六三）の近江國では慈賀團（滋賀團）少數の吉身臣三田次が東大寺封戸の租米徴収に國使として活躍している。<sup>(43)</sup>こうした諸國行政への関与の仕方からすれば、軍団職員の國府への日常的な出入りないし勤務があり得たのかもしれない。

このような軍団職員のように、國司被管の別官司に所屬しながら國府機構に取り込まれて國司の下で活躍する者が存在するということからすれば、同様な存在である郡司についても、こうした國府機構に密接に関わって一部の行政機能を担う可能性もあり得ないことではないように思われる。ただし、現在までのところ、八世紀段階で郡司の構成員が國府機構に参画していることを強調できるような史料はない。あるいは、軍団は郡司よりも職務上國司に近い位置にある官司であったのかもしれない。しかし、書生をはじめとした在地者が、これだけ國府に集まっていることからみると、郡司の國府における立場についても、今後見直していく必要があるだろう。

### 三 文書行政との関わり

第一節・第二節では國府機構における構成員について、どのような人々が参画しているのかという点を整理した。大きく分けて、四等官・史生・國博士・國醫師らの中央出身の國司官人と、書生・雜掌・郡散事・徭丁あるいは軍団職員といった在地出身の者たちから國府の人員が構成されていることが窺える。敢えて中央出身者と在地出身者という分



け方を行ったが、これは従来の諸国行政のとらえ方として漠然と中央からの派遣官の役割を重視してきた点を見直すために、前提として必要と考えたためである。諸国行政の中心となる国府の場で、これらの人々がどのように行政に携わっていたのか、その実態に即した議論がなされねばならない。律令制度が導入され展開した八・九世紀の社会においては、行政を運営する手段として文書が活用されており、文書作成への関与のあり方は行政上の役割として重要な意味をもつと考えられる。国府における文書行政への、それぞれの職の関与のあり方を改めて考えていくことによって、地方社会での律令制の構造を問い直すことができるのではないだろうか。

これまでの研究では、国府では四等官や史生が文書行政を主導していたとする見解が多い。この考え方のひとつの重要な拠り所となっているのは、おそらく職員令の職掌規定であろう。第一節で職員令に見える四等官と史生の職掌語句を示したが、それに従って公文の作成過程を追えば、史生が公文を繕写し、文案に行署し、目が文案に勘署し、掾が文案に審署するという役割分担になる。史生が公文を繕写するという行為をどのように評価するかによって、彼らの公文作成への関わりのとらえ方が変わってくると思われる。確かに律令規定に見られる範囲では、史生が最末端の作業としてできあがった公文を繕写するよう規定されているようである。しかし、忘れてはならないのは、律令規定の中には書生や雑掌などはまったく出てこないことである。史生までの官人を対象として設定された律令規定は、実態として書生などを含めて運営されている現場では、その語句の通りに行われているとは限らない。

かつて内藤乾吉氏は、正倉院文書に見える書風に触れて、次のように述べた。

ところで、諸国の目や史生は、中央政府から派遣されている地方官であつて、彼らの書の修行は、おおむね中央でなされたものと思われるから、彼らの書に地方的特殊性などはないものと考えべきである。またそれが律令制度の目標である中央集権政治の要求するところでもある。彼らは書記として文字を正確に上手に書くことが職業的要件であつたはずであつて、中央政府へ上申する諸帳簿などは、彼らの書の腕前の見せどころであつたと思われる。正税帳などに見事な書の多いのはそのためであろう。ただ中央政府へ上申する諸帳簿の中でも、戸籍や計帳のように、膨大な分量にのぼるものの書写は、目や史生の手之余のものであつたと思われる。下総国葛飾郡大嶋郷の戸籍は、同郡の書記である主帳が書いていることを前に述べたが、戸籍作製の時には、郡司が国の役所に赴いて、国司とともに作つたのであらうと思われる。あるいは、臨時の書生の助けを借りたこともあつたかも知れない。計帳作製の場合もおそらく同様であらう。戸籍や計帳の書が、正税帳より劣るのは、そのためではないかと考えられる<sup>(4)</sup>。

ここには明らかに、目や史生が本来的に帳簿を筆記するとの見解が示されている。内藤氏は正税帳なども目や史生が書き記したと考えており、戸籍・計帳の膨大な作業を助けるために書生が「臨時」に動員されたと考えている。書生についての初見史料に「繕写籍帳書生」と見えることについても、あくまで目や史生に対する臨時の補佐として考えるの

であろう。しかし、正税帳などの場合でも、四度公文や枝文をすべて合わせれば、戸籍・計帳に限らず公文作成は常時かなりの分量の作業を必要とし、それほど負担の楽なものではない。また、天平十年（七三八）度周防国正税帳の記事「造<sup>45</sup>天平八年雜公文書生」の「造」という行為をどのように評価するのか、ただ単に補佐をするという以上の意味をもつていよう。

実は、このような見解はすでに克服されたはずであった。現存する正税帳の書写を行った者についても、これを書生とする見解が出されてお<sup>46</sup>り、八世紀段階から書生が筆写を行っていたことはほぼ認められてきている。しかし、その一方で史生の役割を重視する見解は根強い。おそらくこれは、職員令の史生の職掌「繕<sup>47</sup>写公文」が念頭にあってのことなのであろう。

近年の研究成果の中でも、たとえば鬼頭清明氏は国府（鬼頭氏は「国衙」とする）における文書処理の機能の中で、史生の役割を高く評価している。<sup>48</sup>鬼頭氏の論考は、国府から上申される帳簿類に八世紀前半に書風の変化が見られることを、同時期の諸国史生の制度的変化を結びつけて説明している。確かに、書風の変化と史生の待遇改善などが同じ時期に起こっていることは認められよう。しかし、それは直接的に結びつくものであろうか。公文を筆写していたのは書生であり、彼らの中に書風の変化が起こっていることと史生の待遇が改善されることとがどのように結びつくのかは、さらに説明を要する問題ではないだろうか。史生を重視することによって、中央から派遣した史生に地方の書生を指導させるという図式も考えられよう。しかし、鬼頭氏は例として挙げた安都

雄足について「史生という官職からいって、雄足の能筆を考慮していないとはいえないように思われる。」<sup>49</sup>という見解を示しており、これもやはり史生を文字を筆記する主体とする考え方に立っているのであろう。

問題は、果たして史生がそれほど中心的に筆記作業に携わるのかという点である。実際の筆写を書生が行っているとするれば、史生はあくまで監督者としての立場にいるのではないのだろうか。ここで第一節で述べた史生の立場を併せて考えておく必要がある。史生は四等官と同様に部内巡行を単独でこなし、四度使をも務めていた。国司官人としての職務を単独で行い得る存在であり、単独で在地者をまとめて作業を行い得たのであれば、それは四等官と何ら変わりのない存在のはずである。この立場は、国博士や国医師も同じである。彼ら国司官人は在地者を監督する側にあり、実務は在地者たちが進めていったというのが、実像なのではないだろうか。

これまでの研究では、史生の役割を重視してきた。<sup>50</sup>いやむしろ書生の役割を軽視してきたとすべきであろう。史生や四等官は遷替する職であり、その職につく者が替わっても、国府での行政は変わらずに行われていかねばならない。天平年間の諸国の正税帳などが同国異年度のもので共通する書式をもつといった事実<sup>51</sup>は、書生を中心とした在地者の中の運営がしっかりしたものであつてはじめて可能なことであろう。

さらに、強調しておきたいのは、こうした書生の役割が八世紀の前半の段階から窺われるということである。律令制下の文書行政の本格的開始は大宝令の施行によるとするのが大方の見解であるが、書生などの在地者がこれに対応して文書処理の体制を作り上げていたのは、かなり早

い段階からのことと言うことができる。むしろ大宝令制の開始当初からのこととして考え、その過程を追究すべき問題かもしれない。本稿ではその準備はないが、書生・雑掌・郡散事をはじめ、在地出身者が国府での行政活動に関わっていくのは、国府形成時点からの問題としてとらえていく必要があるであろう。

#### 四 「国司」と「国」

前節までに検討した中央からの派遣官と在地出身者から構成される国府の機構は、当時の社会においてどのように認識されたであろうか。この点で注目すべき現象がある。

表3は、八世紀から一〇世紀半ばの天暦年間にかけての諸国が授受した牒について、現在知られるものの差し出しと宛所の表記をまとめたものである。諸国を示す表記は一見してわかるように、八世紀では差し出し・宛所ともに「〇〇国司」と記されているが、のちには差し出しが「〇〇国」、宛所が「〇〇国衙」というように変化する。

「はじめに」でも触れたが、国衙という語は律令制形成期当初には見られず、八世紀後半から史料に見られるようになる語である。八木充氏は「国衙」の語の用法について述べた中で、寺家関係の文書で国衙という用語が使われるようになり、またその目的も、諸国に宛てた文書の上で官庁あるいは組織体を指す「衙」を付すことによって宛所を特定しようとしたのであろうと考えている。<sup>(32)</sup> 八木氏の見解に補足すれば、「衙」字を付すこと自体は、諸国宛のものでも諸国が発行したものでも、ま

た寺家とのやりとりだけではなく右大臣家との間でも同様であることから、牒式の文書に関して広まった慣習とみるべきであろう。「衙」字を小さく右に寄せて記す例もあることからすれば、これは書状の脇付のよくなものと考えることができる。

本稿において、より注目したいのは、「衙」字が付されたのが国司ではなく「国」になっている点である。「衙」が付されるのは宛所であるが、同時期の差し出しの表記も「国」になっているのであるから、「国司」から「国」へという変化が表記上起こったということになる。

「衙」字は宛所に付すものとして普及しようだが、それと平行して「〇〇国司」と書かずに「〇〇国」と書くことが広まったのである。二つの変化が広まったことが相俟って、結果的に宛所に「国衙」という表記が見られるようになるのである。ここでは二つの現象を切り離して考え、「国司」から「国」への変化を検討してみたい。

この「国司」から「国」への変化は、官符や省符では同時期に起こってはいない。「国」となっている若干のものは、いずれも写本などで伝来過程に問題を含む場合と考えられる。<sup>(33)</sup> また、元慶の乱に際して発行された勅符でも「国司」が宛所になっている。<sup>(34)</sup> こうした官符などの文書表記では、律令制の原則が頑なに守られたのであろう。そもそも「国司」という表記の典拠をたどれば、公式令の書式に求められると考えられる。符式では書き出しの行を「太政官符其国司」としており、他に飛駅式でも「国司」の語が使われている。「国司」の語は、公式様文書の上で諸国の行政官司として使われるべき語だったのである。この点は解式文書の場合にも同様で、八・九世紀を通して「〇〇国司解」の表記が

表3 牒式文書の差し出しと宛所

諸国からの牒(天暦年間まで)		西暦	年月日	国名	文書の冒頭行	出典	巻	頁
七五〇	天平勝宝 二・三・六	但馬国司牒上	造東大寺司	東大寺文書	三	一八九頁		
七五〇	天平勝宝 二・五・九	但馬国司牒上	造東大寺司	東大寺文書	三	一九〇頁		
七五〇	天平勝宝 二・六・二六	但馬国司牒上	造東大寺司	東大寺文書	三	一九二頁		
七五五	天平勝宝 七・五・七	相模国司牒	造東大寺司	大日本古文書	四	五八頁		
七五五	天平勝宝 七・一・一三	相模国司牒	造東大寺司	大日本古文書	四	八三頁		
七五八	天平宝字 二・八・一一	越前国司牒	造東大寺安都佐官所	大日本古文書	四	二八七頁		
七五九	天平宝字 三・八・五	国政所牒	観世音寺三綱	大日本古文書	四	二八九頁		
七六五	天平神護 元・四・二八	因播国司牒	東大寺三綱務所	東大寺文書	二	四一八頁		
七六七	天平神護 三・三・一〇	伊賀国司牒	東大寺三綱務所	東大寺文書	二	三五六頁		
七六七	天平神護 三・四・二八	越中国司牒	東大寺三綱所	大日本古文書	五	六五七頁		
七八〇	宝龜 一一・一一・一〇	府牒	国師所	大日本古文書	六	六〇四頁		
八四一	承和 八・正・一六	筑前国牒	観世音寺	平安遺文	一	六〇頁		
八四四	承和 一一・一〇・一一	阿波国牒	東大寺衛	平安遺文	一	六七頁		
八六八	貞観 一〇・二・二三	筑前国牒	観世音寺	平安遺文	一	一三五頁		
九一五	延喜 一五・一〇・二二	丹波国牒	東寺伝法供家	平安遺文	一	三三二頁		
九二六	延長 四・三・一〇	国庁牒	弘福寺衛	平安遺文	一	三三二頁		
九三二	承平 二・九・二二	丹波国牒	東寺伝法供家衛	平安遺文	一	三五四頁		
九四一	天慶 四・二・二	因幡国牒	東大寺衛	東大寺文書	二	四二四頁		
九五五	天曆 九・一〇・八	淡路国牒	延暦寺戒壇院衛	朝野群載	二	四〇一頁		
九五六	天曆 一〇・四・二一	出雲国牒	東大寺戒壇院衛	朝野群載	二	四〇二頁		
諸国に宛てた牒(天暦年間まで)								
七五〇	天平勝宝 二・五・一三	東大寺三綱	牒但馬国司	東大寺文書	三	一九一頁		
七五〇	天平勝宝 二・七・二	大寺三綱	牒但馬国司	東大寺文書	三	一九三頁		
七六二	天平宝字 六・二・二六	造東大寺司牒	長門国司	大日本古文書	二五	一五五頁		
八二〇	弘仁 一一・一〇・一七	造東大寺石山院所牒	近江国庁	大日本古文書	一五	一五四頁		
九二〇	延喜 二〇・九・一一	原寺牒	尾張国衛頭	平安遺文	一	三一頁		
九二四	延長 二・八・七	右大臣家牒	丹波国衛	平安遺文	一	三二五頁		
九三三	承平 五・一〇・二五	東寺伝法供家牒	丹波国衛	平安遺文	一	三二八頁		
九四〇	天慶 三・五・六	東寺伝法供家牒	丹波国衛	平安遺文	一	三六〇頁		
九四二	天慶 五・四・二五	観世音寺牒	筑前国衛	平安遺文	一	三六六頁		
九五〇	天曆 四・四・一〇	東寺伝法供家牒	丹波国衛	平安遺文	一	三六九頁		
九五〇	天曆 四・四・一一	延暦寺牒	当国四所衛	朝野群載	一	四三六頁		
		延暦寺牒	当国衛	朝野群載	四	四三五頁		

※『朝野群載』は新訂増補国史大系の頁を示した。

守られている。解式では中央官司への上申の主体が「国司」と表記されて、かつ末尾に複数の四等官の署名が加えられる。署名には解式の規定では史生は含まれない。「国司」は、四等官から構成される諸国の官司を指す語として設定されていたことになろう。

八・九世紀を通して見た場合に、符や解がやりとりされた国司と中央官司との間では、この「国司」の語を使う書式が守られていたのだが、諸国では、国内に下すいわゆる国符の場合に、八世紀の中盤から「国符」と記した例がある。<sup>(55)</sup> 国のレベルよりも末端では、中央と諸国の間ほどには用語の遵守にこだわっていないように思われる。同様に、牒式の中で変化がみられたのは、それが寺家や貴族の家政機関などと諸国との間でやりとりされるものであったため、比較的律令の原則による拘束が少なかったためと考えられる。時代の要請に即応した形で表記が変化したとみることができよう。また、九世紀以降に実例が知られるようになる官宣旨は、当初から宛所を「○○国」としており、以後もこの書式は変わらない。九世紀には、すでに一般に「国」を使うことが定着しており、そのような中で官宣旨の書式が生まれたのであろう。文書上で官司を表す用語は、律令制開始当初の令規定に示された「国司」から、「国」という表記へ移行するという傾向が、さまざまな場面で見られるのである。

律令制下において、「国司」の語は官司を指すだけではなかった。八・九世紀を通して、またそれ以降についても、国守を指して「国司」と記した史料の例は多く、また四等官の各々を個別に「国司」として指す用例もある。律令規定では「国司」が官司を指す場合と官職を指す場

合の両方が見られ、条文によって同じ語の指す概念が微妙に異なる結果を招いている。このような表記は、唐での場合、地方組織を「州」とし、そこに属する刺史などを「州官」などとしていて、<sup>(57)</sup> 日本の律令条文とは異なり、官司と官職を用語の上で明確に区別している。唐の律令を母法として作成された日本の律令においては、諸国における官司と官職の概念の整理が、唐ほどにはなされなかったのである。これは律令法形成期の国司制度が抱えていた問題が反映された結果であろう。

「国司」の語にはこうした官職を指す場合があった。天平六年（七三四）<sup>(58)</sup> 度尾張国正税帳では守以外の四等官を指して「雜任国司官人」と称している。この例では史生は「雜任国司官人」に含まれていないが、天平八年（七三六）度薩麻国正税帳では「新任国司史生正八位上勲十二等韓柔受郎」という記述が見られ、<sup>(59)</sup> 史生をも国司として扱った場合があった。天平年間当時において、第一節で見た中央からの派遣官の職が、広義の「国司」の範囲として認識されていたのだろう。そして、この範囲の官職についた者が、文書への署名や部内巡行・四度使といった職務を分掌していたのが実態であろう。

こうした「国司」の語は、広く考えても中央から派遣された国司官人の範囲までの構成員しか指さない。「国」が使われるようになるのは、文書を授受する組織の総体として、「国」が実態に近い呼称としてふさわしいと意識されてきたためであろう。文書を授受し、それぞれについての案件を処理する機構を、総体として「国」と呼ぶことが定着したのである。本稿で扱った中央派遣官と在地者の全体からなる組織として、八・九世紀を経る間に、この呼称が広く受け入れられていったと考えら

れる。このことは、一方で国司官人のみが文書行政に関わっているのではないことが、明確に認識されていたことの反映でもあろう。在地者が文書行政の運営に深く携わっており、そのことが文書の授受に際して、在地者をも含めた組織の呼称として「国」という表現をとらせたのではないかと思われる。

#### おわりに

本稿では、八・九世紀における諸史料から、当該期の国府における行政機構の構成員を、中央からの派遣官と在地出身者の二つに大別して整理した。その上で、在地者の文書行政における役割を再評価し、文書授受の中で当該期に機構の総体に対する認識が高まってきたと考えられることを指摘した。在地者を含めた総体としての「国」は、平安時代における行政機構整備が展開する中で、受領の下に確立した権力機構としての役割を發揮する場面において、権威をもつ言葉となつていったと考えられる。<sup>(8)</sup>

「国司」の語については、一通りの見解を述べたつもりであるが、その呼称が官司と官職の両方を指し得る点は、国司制度の根幹に関わる重要な問題点と考えられる。この点について詳述することは省くが、機会を改めて考えていきたい。こうした国府構成員の研究を通して、八・九世紀の在地社会や律令制全体の枠組みを考えることが、今後の律令国家研究の一つの課題であり、本稿がこのような問題の解明に対して、いささかでも寄与できれば幸いである。

#### 註

(1) これらの語句の検討については、八木充「国府・国庁・国衙」(『山  
口大学文学会志』三六、一九八五年十二月、のち八木『日本古代政  
治組織の研究』、一九八六年十一月、塙書房、所収)、木下良「国  
府」(一九八八年六月、教育社)、山中敏史『古代地方官衙遺跡の研  
究』(一九九四年二月、塙書房)などを参照されたい。

(2) 初見は『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)七月戊子条である。

(3) すでに『続日本紀』靈龜元年(七一五)十一月丁丑条に用例がある。

(4) 拙稿「平安時代の「国」と「館」」(佐藤信・五味文彦編『城と館を  
掘る・読む』、一九九四年十一月、山川出版社)。

(5) 史生の職掌は、職員令2太政官条による。

(6) 以下、国博士・国医師については桃裕行『上代学制の研究(修訂  
版)』(桃裕行著作集第一巻、一九九四年六月、思文閣出版)、佐久  
間竜「越前国医師六人部東人について」(彌永貞三先生還暦記念会  
編『日本古代の社会と経済』下、一九七八年五月、吉川弘文館、の  
ち佐久間『日本古代僧伝の研究』、一九八三年四月、吉川弘文館、  
所収)を参照されたい。

(7) 同条集解古記により、条文の注における「考限叙法及准折、並同  
郡司。」は「考限叙法及准折、並同主政等。」であったことが知  
られる。

(8) 『続日本紀』大宝三年三月丁丑条。

(9) 『続日本紀』和銅元年四月癸酉条。

(10) 『令集解』選叙令27国博士条、令釈および古記。

(11) 『大日本古文書』編年文書(以下、単に『大日本古文書』と記す)、一、六二〇頁。『正倉院古文書影印集成』一、二〇五頁。

(12) 天平六年度尾張国正税帳の総記部分に「雜任国司官人」として少日の大藏忌寸子虫が見え(『大日本古文書』一、六〇八頁)、この「雜任国司官人」は新任国司の着任後の職分田未給の時期の支出に関わる項目と考えられるので(林陸朗・鈴木靖民編『復元天平諸国正税帳』、一九八五年三月、現代思潮社、六五頁)、天平六年度のうちに赴任したことは確実である。しかし、署名がなされていないことから、彼が正税帳作成時に実際にその場にいたかどうかは、不明とせざるをえない。

(13) 『寧楽遺文』中、六五八―六五九頁(東寺文書、礼)。

(14) 高垣義実「天平期における地方支配の一断面」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』中、一九八八年八月、塙書房)に、天平期の正税帳記事をもとに、巡行項目ごとに巡行した者の官職を整理した表がある。

(15) 高垣前掲註(14)論文、一一二頁に天平期のそれぞれの使の例を整理した表がある。なお、史生が朝集使を務めた例はなく、これは考課令61大式以下条に「凡大式以下及国司、課目以上、毎年分番朝集。」とあって、目以上の四等官が務める規定があったことによるものである。

(16) 高垣前掲註(14)論文、八七、八九、一一二頁。

(17) 天平神護二年九月十九日足羽郡司解(『大日本古文書』家わけ第十八、東大寺文書之二、一六八―一六九頁)。

(18) 天平神護二年九月十日足羽郡司解(『大日本古文書』家わけ第十八、東大寺文書之二、一七〇―一七一頁)。

(19) 『類聚三代格』卷十二、諸使并公文事。

(20) この点、同条集解穴記の次の部分は興味深い。

未知。博士醫師亦為「国司」哉。答。博士等取用部内。故不  
合「同国司」也。但於「今者可同史生者」。

先述したように国博士や国医師が在京者からの任命という傾向で固定していたならば、事实上、史生と同じ待遇になったとして理解できるのではないだろうか。

(21) 『続日本紀』天平宝字元年十月乙卯条。

(22) このほか外散位についても『類聚三代格』卷十八、健児事、延暦十六年十一月廿九日官符所引同年六月十一日官符に「外散位者、便令直国、駈使雜事。」とあり、また『令集解』官位令6正三位条或云に「外位不可朝参。(中略)又不可上散位寮。仍須於「国上下。」と見えること、選叙令15郡司軍団条の「其外散位者、分番上下。」について集解諸説が国府に上すると説明することなどから、法制上は国府に分番することが想定されていたようである。しかし、森公章「外散位に関する諸問題」(『黨弘道編』『古代国家の歴史と伝承』、一九九二年三月、吉川弘文館)によれば、実態としては、八世紀段階では国府における国務への関与の可能性は考えにくく、国府での実務に深く関わっていくのは九世紀のこととされる。

(23) 森公章「国書生に関する基礎的考察」(『笹山晴生先生還暦記念会編』『日本律令論集』下、一九九三年九月、吉川弘文館)。

- (24) 『大日本古文書』二、一四二頁。
- (25) 『類聚国史』卷八十四、政理六、借貸。
- (26) 『類聚三代格』卷十五、易田并公營田事、貞觀十八年(八七六)五月廿一日官符所引大宰府解。
- (27) 森前掲註(23)論文、二八一頁。
- (28) 森前掲註(23)論文、二九〇～二九四頁。
- (29) 松崎英一「国雑掌の研究」、『九州史学』三七・三八・三九、一九六七年四月。
- (30) 『類聚三代格』卷十九、禁制事、寛平三年(八九二)五月廿九日官符。
- (31) 川原秀夫「律令位階制と在地社会」、『国史学』一二一、一九八三年十一月。
- (32) 『大日本古文書』一、六〇三頁。
- (33) 森前掲註(23)論文、二九四～二九五頁。なお、郡散事が白丁であることについては、中村順昭「律令制下の国郡衙の職員構成」(『黛弘道編』『古代王権と祭儀』、一九九〇年十一月、吉川弘文館)にも指摘がある。また職務や考選関係の扱いについては、野村忠夫「いわゆる郡散事(仕)について」(『政治経済史学』一五四、一九七九年三月、のち野村『古代貴族と地方豪族』、一九八九年十月、吉川弘文館、所収)も参照されたい。
- (34) 『類聚三代格』卷十四、借貸事。
- (35) 『大日本古文書』家わけ第十八、東大寺文書之二、五〇〇号文書、一五三頁。同五〇三号文書、一五九頁。同五〇五号文書、一六一頁。

- (36) 小口雅史「増訂初期庄园史料集成」(『史学論叢』一一、一九八五年三月)解題、六二頁。ただし、阿刀僧の「僧」を人名ではないとする点には再考の余地がある。前掲註(35)五〇三号文書では「阿刀法師」と書かれているが、これこそが彼の人名の読みを記しており「阿刀僧」を「アトノホウシ」と読ませると思われる。人名に「法師」が使われる例はけっして無いわけではなく、一例としては石川畷上荒屋遺跡出土四八号木簡に「法師麻呂」という人名が知られる(金沢市文化財紀要二〇六『上荒屋遺跡Ⅱ』、一九九三年三月、金沢市教育委員会)。

- (37) 今泉隆雄「溝SD一三〇一出土木簡の諸問題」(『長岡京木簡一 解説』、一九八四年十月、向日市教育委員会)四八～五一頁。実例として次のようなものがある。ただし、数量的には「書手」と記した軽間嶋粉の書いた木簡が大部分である。

- 一一号
    - ・ 請書手飯肆升 延暦八年十月十日臺八雲
    - ・ 「肆四合四合欲解謹状状謹状状以状」
  - 一三号
    - ・ 請書工食四升十月二日八雲
  - 一四号
    - ・ 請書手飯四升十月三日軽間嶋粉
  - 三四号
    - ・ 請飯肆升 書料
- 十月十「五」日安都等主



(38) 同様な存在として織生(織手)がある。『令集解』職員令38織部司条古記では、「織手等二人在司上。多在国織進耳。」として諸国に織手が存在することを示すが、天平十年度駿河国正税帳には「綾羅合式拾漆匹織生式拾漆人」(『大日本古文书』二、一一六頁)という記述が見え、織手と織生はほぼ同義の語として使われているようである。

(39) 『類聚三代格』卷六、公粮事。なお、この格に規定された国の等級ごとの人数は、吉田孝「雑徭制の展開過程」(吉田「律令国家と古代の社会」、一九八三年十二月、岩波書店)が指摘するように、あくまでも雑徭で換算するための基準と考えるべきであり、実際にくまでも雑徭を担当した者の数を指しているわけではない。

(40) この格では、書生・雑掌が見られるのに対して郡散事がそれとわかる形では見られないことも、先に郡散事と書生・雑掌を一体とは考えなかったことと関連して、気になる点である。

(41) 橋本裕「軍毅についての一考察」(『ヒストリア』六二、一九七三年五月、のち橋本「律令軍団制の研究 増補版」、一九九〇年十月、吉川弘文館、所収)。

(42) 『大日本古文书』二、六〇～六一頁。

(43) 近江国愛智郡東大寺封租米進上解案帳(『大日本古文书』十六、三八九～三九九頁)。

(44) 内藤乾吉「正倉院古文书の書道史的研究」(正倉院事務所編『正倉院の書蹟』、一九六四年十二月、日本経済新聞社)、二四頁。

(45) 『延暦交替式』延暦廿二年二月廿日官符所引神龜元年(七二四)三

月廿日格。

(46) 『大日本古文书』二、一四二頁。

(47) 山里純一「天平期正税帳総説」(林陸朗・鈴木靖民編『復元天平諸国正税帳』、一九八五年三月、現代思潮社)

(48) 鬼頭清明「古代木簡の基礎的研究」(一九九三年二月、塙書房)第二章第二節三項。

(49) 鬼頭前掲註(48)著書、八六～八七頁。

(50) 吉沢幹夫「諸国史生に関する一考察」(『東北歴史資料館研究紀要』五、一九七九年三月)は、令制当初は行政文書を書写する事務官であったと位置づけ、平安期における在地的変化によって史生の機能が衰退したと述べる。しかし、本稿で提示した視点からは、むしろ八世紀当初から、史生の役割が行政文書の書写を行うような事務官ではなかったとみた方がよい。

(51) 杉本一樹「律令制公文書の基礎的観察」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』下、一九九三年九月、吉川弘文館)。

(52) 八木前掲註(1)論文。

(53) たとえば昌泰三年(九〇〇)四月廿七日付太政官符(『平安遺文』一八四号)。「平安遺文」は宛所を「尾張国」とするが、これは二行目に書かれ、さらにその前に当時の天皇について後世示した「帝」「醍醐天皇」の文字がある。この文書については西宮秀紀「熱田神宮古文书」に関する基礎的考察(『奈良古代史論集』一、一九八五年五月)を参照されたい。

(54) 『都氏文集』卷四。五例が知られる。なお、諸国関連の移式文書も、

八世紀の例はすべて差し出し・宛所ともに「国司」と記されている。  
九世紀の例は管見の限り知られない。

- (55) 天平宝字六年(七六二) 四月八日付近江国符(『大日本古文书』十五、一八八頁)、同年五月一日付近江国符(『大日本古文书』十五、一九七頁)、宝龜八年(七七七) 七月二日付大和国符(『大日本古文书』六、五九七頁) など。

- (56) 官宣旨の初見については、森田悌「官宣旨の初見と召物官宣旨」(『国書逸文研究』二五、一九九二年十月) が承和七年(八四〇)の可能性を示す。なお、諸国に下した官宣旨の現在知られる初例は、『朝野群載』卷十一、廷尉、に見える延喜廿年(九二〇)三月廿二日付「右弁官下近江国」である。

- (57) 『唐律疏議』の例では、廐庫律2 驗畜産不実条疏議、廐庫律22 応輸課税条疏議、聞訟律17 監臨官司殿統属条問答などに「州官」の語が見える。

- (58) 『大日本古文书』一、六〇八―六〇九頁。

- (59) 『大日本古文书』二、一五頁。

- (60) 拙稿前掲註(4)論文。

(かねがえ・ひろゆき 弘前大学人文学部講師)